

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年11月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000064号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000032号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成2年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年5月31日から同年6月1日まで

昭和55年4月1日からA社で勤務し、平成2年5月31日に同社を退職したが、年金記録によると、平成2年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している記録となっているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録を、平成2年5月31日から同年6月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、請求者から提出されたA社における退職に伴う計算書の写し、請求者から提出された給与明細書の写し(以下「給与明細書」という。)、同社の回答及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成2年5月31日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、B企業年金基金から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員資格喪失届の写しによると、資格喪失年月日は平成2年5月31日と記載されていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成2年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。